

# 相続の限定承認の申述について

旭川家庭裁判所

## 1 相続の限定承認の申述とは

相続の限定承認とは、被相続人(亡くなられた方)の債務がどれくらいあるか不明で、負債を差し引いても財産が残る可能性がある場合等に、相続人が相続によって得た財産の限度で被相続人の債務を相続するという選択をすることをいいます。相続の限定承認をするためには、自己のために相続の開始を知ったときから3か月以内に、相続人全員が共同で、家庭裁判所に相続の限定承認をする旨の申述をしなければなりません。したがって、相続人の一部だけで限定承認を行うことはできません。ただし、相続人の中に相続の放棄をした人がいる場合でも、残りの相続人全員で共同して限定承認をすることは可能です。

## 2 申述人(申述ができる方)

相続人全員が共同して申述する必要があります。

## 3 申述先

被相続人(亡くなられた方)の最後の住所地を管轄する家庭裁判所に申述する必要があります。

## 4 申述に必要な費用

- 収入印紙 800円
- 郵便切手 84円×(相続人数×2)枚

## 5 申述に必要な書類

### ○ 相続の限定承認申述書

相続人(申述人)が複数の場合は、その中から他の相続人を代理して相続財産の管理及び債務の弁済に必要な一切の行為をする相続財産管理人を選任する必要があるため、相続人の中から適任者を選び、申述書に記載してください。

### ○ 遺産目録

### ○ 申述人の戸籍謄本(全部事項証明書)、被相続人の除籍謄本、住民票除票等

戸籍謄本等については、被相続人と申述人の関係によって、提出していただくものが異なりますので、次頁の「相続の限定承認の申述に必要な書類について」をご覧ください。

## 6 申述後の手続について

相続の限定承認申述書の提出を受けた家庭裁判所は、その申述書を受理するかどうか審理の上、申述期間その他申述の要件を満たしていると判断した場合は、申述書の受理の裁判を行います。したがって、申述書を提出すれば必ず受理されるとは限りません。受理された場合は申述人あてに受理された旨の通知書が送付されます。受理するかどうかの審理に当たっては、申述人に事情をお伺いする照会書を送付して回答書を提出していただくこととなります。場合によっては、家庭裁判所お越しいただいて事情をお尋ねすることもあります。

なお、申述人が複数ある場合は、申述の受理とは別に、その中の1人を相続財産管理人に選任する審判がなされます。相続財産管理人は、民法の規定に従い、他の相続人を代理して、相続財産の管理及び債務の弁済に必要な一切の行為をすることとされています。

# 相続の限定承認の申述に必要な書類について

## ◎常に必要なもの

- 被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)
- 被相続人の住民票除票または戸籍附票
- 申述人全員の戸籍謄本(全部事項証明書)

### ★被相続人の子(及びその代襲者)で死亡している者がある場合

- その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)

## 【申述人が(配偶者と)第二順位相続人(直系尊属(父母、祖父母等))の場合】

### ★死亡している直系尊属(相続人と同じ代及び下の代の直系尊属に限る(例:相続人が祖母の場合、父母と祖父))がある場合

- その直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)

## 【申述人が配偶者のみの場合又は(配偶者と)第三順位相続人(兄弟姉妹及びその代襲者としてのおいめい)の場合】

- 被相続人の父母の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)
- 被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)

### ★死亡している兄弟姉妹がある場合

- その兄弟姉妹の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)

### ★代襲者としてのおいめいに死亡している者がある場合

- そのおいめいの死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)

※ 戸籍謄本等の記載によっては、さらに別の戸籍謄本等の提出をお願いすることもあります。

旭川家庭裁判所受付係 0166-51-6095 不明な点はこちらまでお問い合わせください。

